

別表4 共済金請求書類

	治療費用		賠償責任		携行品盗難	救援者費用	後遺障害	死亡		旅行事故緊急費用	旅行キャンセル費用	旅程サポート
	傷害	疾病	対人	対物				傷害	疾病			
共済金請求書兼状況報告書（別紙）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共済加入証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的機関が発行する事故証明書 （やむをえないときは第三者のもの）（注1）	○		○	○	○	○	○	○		○ （注5）	○ （注5）	
医師の診断書（別紙）	○	○ （注2）				○	○ （注3）	○	○ （注4）			
治療の明細書および領収書	○	○	○									
示談書			○	○								
第三者の損害を証明する書類（注1）			○	○	○							
損傷物の修理見積書				○								
損害証明書および写真			○	○								
購入時の価格・購入先を示す書類				○	○							
特定費用の明細書および領収書						○				○	○	○
遭難発生および捜索活動証明書類						○						
海外旅行行程中の死亡証明書						○						
入院日数を記載した病院等の証明						○						
死亡診断書または死体検案書								○	○			
被共済者の戸籍謄本								○	○			
共済金受取人の印鑑登録証明書・戸籍謄本								○	○			
航空券等の利用日時が確認できる書類										○	○	○
パスポートの写し （出入国スタンプ欄、署名欄を含むページ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他本会が求める書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1：第三者とは航空会社・ツアーコンダクター等をいいます。

注2：責任期間中に発病した疾病により共済期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの。

注3：日本の医師の発行したもの（後遺障害診断書）。

注4：共済期間終了後30日以内に死亡した場合は、責任期間中または共済期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けていたことを証明するもの。

注5：別紙、航空便手荷物事故証明（兼）費用明細書をご使用ください。万一、航空会社が押印した証明がない場合には、事故内容を証明しうるツアーコンダクター等の第三者の証明を必要とします。